資料2－1

茅ヶ崎市こども計画　目次構成（案）

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と目的
2　計画の対象
3　計画の位置づけ
4　計画の期間
5　計画策定の経過
6　国の動向

第2章　茅ヶ崎市の現状と課題

1　茅ヶ崎市の状況
2　アンケート調査結果からみえる現状
3　第2期計画の進捗状況
4　こども計画に向けた課題

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本目標
2　計画の基本的な視点
3　計画全体の指標
4　計画の体系

第4章　施策の展開

基本目標1　こどもまんなか社会を実現するための土壌づくり
基本目標2　こどもたち自身へ向けた重点的な取組
基本目標3　ライフステージを通じた、切れ目ない保健・医療の充実
基本目標4　子育て当事者への取組

第5章　子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方.....
3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業.....
4 地域子ども・子育て支援事業 .....
5 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 .....
6 基本指針に基づく任意記載事項.....

第6章 計画の推進 .....

1 計画の点検・評価と推進体制.....
2 市民・企業・関係機関との連携.....
3 国・県等との連携 .....

資料編

1 茅ヶ崎市こども政策審議会 審議経過.....
2 茅ヶ崎市こども政策審議会 委員名簿.....
3 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 .....
4 市民討議会（おとな版・こども版） .....
5 関係施設に伺い直接ヒアリング.....
6 こどもモニター .....
7 用語解説（50 音順） .....
8 国の動向 .....
9 子供の貧困に関する国の指標.....
10 パブリックコメント実施結果.....

計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されています。さらに、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されています。

このような社会情勢を背景に、国においては、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

本市では、平成 17 年度から推進してきた「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画ちがさき子育ち愛プラン」を踏まえながら、平成 27 年度から「第1期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」、さらに、国の貧困対策の動向を踏まえ、令和2年度から「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、拡大し続ける保育需要に対応するための待機児童解消、子どもが健やかに成長できるための環境整備や地域支援、子育てをする方のさまざまな悩みや不安を少しでも取り除くための相談体制の充実等を目標として掲げ、魅力あるまちづくりを進めてきました。

また、子どもの貧困対策について、国においては、平成 26 年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、それを受けた「子供の貧困対策に関する大綱」において、「教育」「生活」「就労」「経済」の4つの支援を重点施策として取り組みを推進しております。令和元年度には、法律が施行されてから5年が経過したことから、法律及

び大綱の見直しが図られ、より一層の取り組みの推進が図られることとなりました。

令和5年4月、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、新たに「茅ヶ崎市こども計画」を策定するものです。

2 計画の対象

本計画における「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

3 計画の位置づけ

・本計画は、すべてのこども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となってこども・子育て支援を推進するための「茅ヶ崎市の取り組み」として位置づけます。

・本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含するものです。また、児童福祉法による市町村整備計画を包括するとともに、「母子保健事業計画」の施策を含んでいます。

・本計画は、茅ヶ崎市総合計画を上位計画とするとともに、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、茅ヶ崎市地域福祉計画、ちがさき男女共同参画推進プランなどとの整合を図るものです。

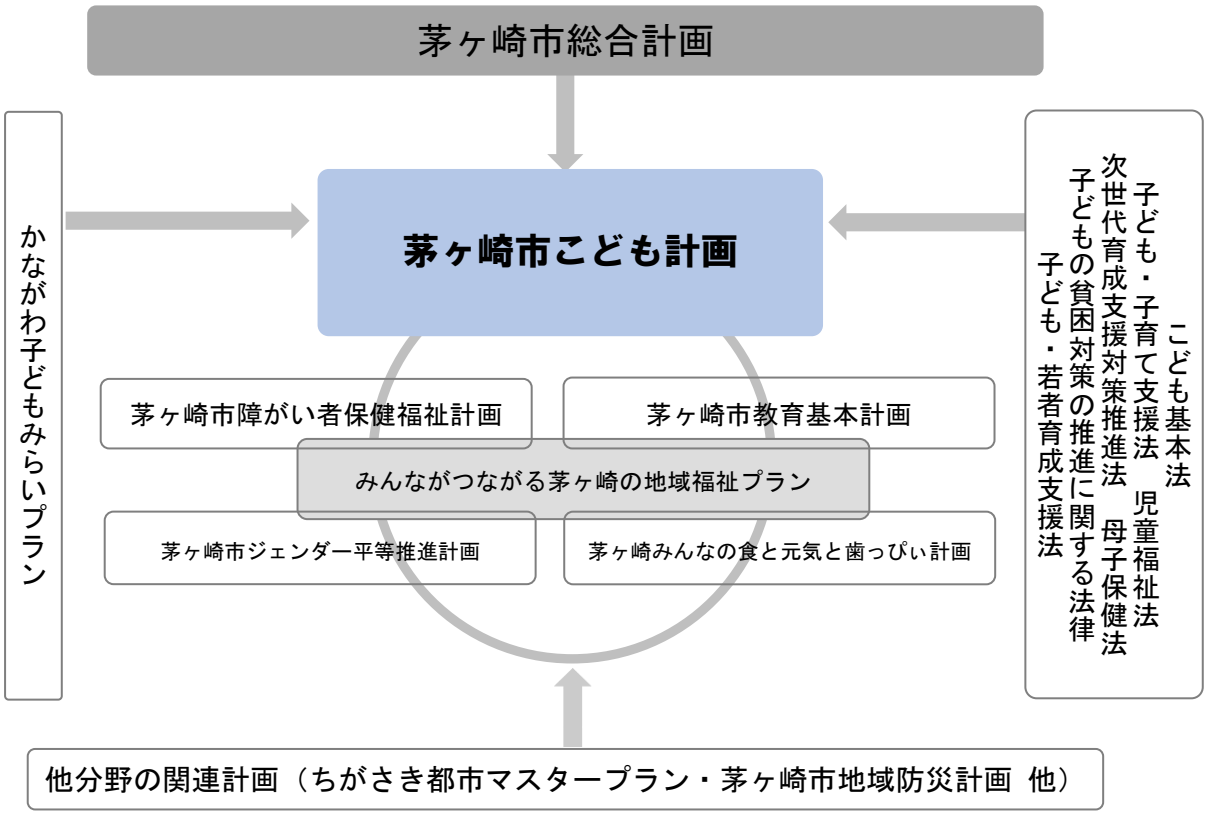

4　計画の期間

本計画は、令和7年度から令和 11 年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

令和6年度（2024 年度）	令和7年度（2025 年度）	令和8年度（2026 年度）	令和9年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
策定	→	→	→	→	→
			計画の見直し	→	→

5 計画策定の経過

本計画を策定するにあたり、次の項目を実施しました。

項目	内容
(1)茅ヶ崎市子ども・子育て支援 に関するアンケート調査	子ども・子育てに関するニーズや課題等を把握し、本市が推進している「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理と、令和6年度に策定する「こども計画」の基礎資料とするために実施しました。 ①就学前児童(0～5歳)の保護者＿＿＿＿人 ②小学生(6～11 歳)の保護者＿＿＿＿人 ③小学生(9～11 歳)の子ども本人＿＿＿＿人 ○ 調査期間:令和5年 12 月　日(　)～令和6年1月　日(　)
(2)市民討議会(おとな版・こども版)	幅広い世代の方に集まっていただき、「茅ヶ崎市の子ども・子育て」について考える機会としました。意見交換の内容を計画に反映させるために実施しました。 ○ 日時:令和6年4月　日(　) 時　分～　時　分 ○ 参加者:市民　人参加 ○ テーマ:
(3)関係施設に伺い直接ヒアリング	市職員が、幼稚園、保育所、児童クラブ、小・中学校、高校等の施設に直接伺い、こどもに対しヒアリングを実施。 ○ 訪問個所数　箇所 ○ ヒアリング実施者数　人
(4)こどもモニター (登録者へのWEBアンケート)	小学4年生から高校生世代を対象にWEBによるアンケートを実施。 ○ 第1回 回答者数 人 ○ 第2回 回答者数 人 ○ 第3回 回答者数 人 ○ 第4回 回答者数 人
(7)パブリックコメント	計画素案について幅広く市民の方達から意見をいただき、最終策定に向けて計画に反映しました。 期間:令和　年　月　日(　) ～ 令和　年　月　日(　)
(5)こども政策審議会	公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方で構成する「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。 令和5年度 計 3回開催 令和6年度 計　回開催
(6)茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業 計画推進会議	庁内会議として、第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理、茅ヶ崎市こども計画の策定に関すること等について、茅ヶ崎市子ども・子育て会議及び関係各課との連携を図りながら検討を行いました。

※ 詳細は資料編に記載

6 国の動向

本計画の策定にあたり、関係する法令等の国の動向を整理しました。

年度	法律・制度等	主な内容
平成24	子ども・子育て関連3法の成立	○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25	待機児童加速化プランの策定	○待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行の前に、地方自治体に対する支援策を講じる
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの 10 年間の時限法として延長
	放課後子ども総合プランの策定	○すべての児童の安心・安全な活動の場の確保のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした計画的な整備等の推進
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	保育士確保プランの策定	○平成 29 年度末において必要となる保育士について、新たに必要となる 6.9 万人の保育士を確保するための新たな取り組みを講じる
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針の改定
27	子ども・子育て支援新制度	○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
28	ニッポン一億総活躍プランの策定	○保育の受け皿のさらなる拡大 ○保育士の処遇改善
29	子育て安心プランの策定	○令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージの策定	○「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童解消、幼児教育・保育の無償化等の政策を盛り込む
30	新・放課後子ども総合プランの策定	○放課後児童クラブの待機児童を令和3年度までに解消 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を1万か所以上で実施することを目指す
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正（幼児教育・保育の無償化）	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定

年度	法律・制度等	主な内容
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども大綱	○全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

※詳細は資料編に記載